

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します！

5年以上 ⇒ 3年以上

令和3年4月1日～

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 認定により申請する方の必要な実務経験年数は従来通りです。
(電気主任技術者免状を交付された方の場合は、交付後5年以上)
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、
郵送による申請や申請時期をずらすなど、
新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

【お問い合わせ先】

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室電気・火薬グループ

TEL 052-954-6199